

国指定野付半島・野付湾鳥獣保護区
指定計画書（案）

平成17年 月 日
環 境 省

1 指針

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

国指定野付半島・野付湾鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

標津町字茶志骨の地番 8 7 1 番の地番界西端を起点とし、同所から地番 8 7 1 番と地番 8 9 3 番の南東端との接点に至り、同所から地番 8 7 1 番と地番 8 9 3 番と地番 8 9 2 番と道々野付風蓮公園線南側敷地界との接点に至り、同所から道々野付風蓮公園線の南側の敷地界を同道路沿いに東進し標津町と別海町との町界に至り、同所から町界を北上し根室海峡野付水道の東京湾中等水位における汀線（以下「汀線」という）と接する地点に至り、同所から汀線を東進し、野付崎灯台の中心と別海町字野付の地番 1 5 1 - 1 番の南端地番界とを結ぶ線を見透かす地点に至り、同所から地番 1 5 1 - 1 番の南端地番界に至り、同所から林野庁根釧東部森林管理署部内 1 1 0 4 林班の林班界沿いを反時計回りに進み通称ボッコ沼岬の先端に至り、同所から通称一本松岬の西側先端までを見透かし、同所から通称喜楽岬の西側先端を見透かし、同所から別海町字尾岱沼の地番 7 - 3 7 番と地番 7 - 4 5 番と地番 7 - 4 6 番との接点（道有林界）を見透かし、同所から道有林界を西に進み国道 2 4 4 号線の東側敷地界との接点に至り、同所から国道 2 4 4 号線の東側敷地界沿いを北進し、別海町字尾岱沼の地番 8 - 9 1 番と 8 - 1 7 7 番との接点に至り、同所から地番 8 - 9 1 番の春別川沿いの地番界を北に進み地番 8 - 9 1 番と地番 8 - 2 3 9 番と春別川河口部との接点に至り、同所から野付湾の汀線沿いを北進し、尾岱沼の漁港区域を外れ、さらに汀線沿いを北進し、南西部方向に国道 2 4 4 号線と接する別海町の町道南 1 5 号線の中心線を見透かす地点に至り、同所から真北に標津町字茶志骨の地番 8 7 1 番の地番界を見透かし、同所から同地番界を西に進み起点とを結ぶ線により囲まれた区域

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成 1 7 年 1 1 月 1 日から平成 3 7 年 1 0 月 3 1 日（2 0 年間）

(4) 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

国指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、北海道東部の根室半島と知床半島のほぼ中間に位置し、オホーツク海に日本最大の延長約28kmの砂嘴及び砂嘴によって形成された湾部を有する。湾内の水深は約4mと浅く、広大な干潟とアマモ場が形成され、エビ類等の甲殻類、貝類、魚類、ゴカイ類等が多く生息している。

このような自然環境を反映し、当該区域は渡り鳥の中継地として、春期及び秋期には毎年2万羽以上の渡り鳥が渡来する。特に、キアシシギ、オオハクチョウ、コクガン、ヒドリガモ、スズガモ及びホオシロガモは、これらの種の地域個体群の1%以上の個体数の渡来が確認されている。

このように、当該区域は、多くの渡り鳥の中継地として利用されていることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

管理方針

- ・鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- ・鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

2 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 6,161 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 323 ha

農耕地	-	ha
水面	5,442	ha
その他	396	ha

イ 所有者別内訳

国有地	634	ha		
国有林 302 ha	林野庁所管	302	ha	制限林 222 ha
		普通林	80	ha
	他所管	-	ha	
国有林地以外の国有地	332	ha		
財務省所管有地	332	ha		
地方公共団体有地	42	ha	都道府県有地	21 ha
			市町村有地等	21 ha
私有地等	43	ha		
公有水面	5,442	ha		

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域 （野付風蓮道立自然公園）	5,838	ha	特別地域	719	ha
			普通地域	5,119	ha
文化財保護法による地域	-	ha			

3 指定する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、北海道東部の根室半島と知床半島のほぼ中間の標津郡標津町及び野付郡別海町に位置している。

イ 地形、地質等

当該区域は、日本最大の鉤手状に発達した砂嘴により、野付湾を囲むように外洋と区切られている。海水の流動の少ない湾奥部は、極細粒砂、シルト、粘土の割合が多く泥質である。他方、潮汐による流れのある湾口部及び^{みおすじ}漣筋は、礫の混在する中粒以上の砂質である。また、藻場の泥はアマモの枯葉等の堆積が著しく、海底は還元泥の状況を呈している。

ウ 植物相の概要

当該区域は、海浜部は植生の発達は極めて貧弱で、ハマニンニク基群集を主とするが、被度は低く、オカヒジキ、ハマボウフウ、ハマベンケイ、ウンラン、シロヨモギ、ハマニガナ、コウボウスゲ等が散在する。砂丘部は、灌木層にハマナス、草本層にコヌカグサ又はシロツメクサが優占している。また、湾内の干潟部は、水位、塩分濃度等によって変化し、シバナ - アッケシソウ基群集及びエゾツルキンバイ - ウシオスゲ基群集から形成される。

エ 動物相の概要

当該区域は、鳥類では、211種の生息が確認されている。哺乳類では、エゾシカ、キタキツネ、エゾシマリス、エゾユキウサギ等の生息が確認されている。また、湾内では、エビ類、裂脚類（イサザミ類）、等脚類（横エビ類）、端脚類（とび虫類）等の甲殻類、小型の貝類、魚類、砂泥中にゴカイ類等が生息しているほか、ゴマフアザラシ等のアザラシ類の生息も確認されている。

（2）生息する鳥獣類

別表のとおり

（3）当該区域の農林水産物の被害状況

海域の定置網において、アザラシ類による漁業への被害がある。

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域内において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

5 国指定鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項

鳥獣保護区用制札	30	本
----------	----	---

案内板	5	基
-----	---	---

ア. 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等		
【アビ目】	【アビ科】	アビ			
		オオハム			
		シロエリオオハム			
		ハシジロアビ			
【カイツブリ目】	【カイツブリ科】	カイツブリ			
		ハジロカイツブリ			
		ミミカイツブリ			
		アカエリカイツブリ			
		カンムリカイツブリ			
【ミズナギドリ目】	【ミズナギドリ科】	フルマカモメ			
		ハシボソミズナギドリ			
【ペリカン目】	【ウ科】	ウミウ			
		ヒメウ			
		チシマウガラス	CR、国内希少		
【コウノトリ目】	【ゲンカンドリ科】	コゲンカンドリ			
	【サギ科】	アマサギ			
		ダイサギ			
		チュウサギ	NT		
		コサギ			
		カラシラサギ	DD		
		アオサギ			
【トキ科】	クロツラヘラサギ	CR			
【カモ目】	【カモ科】	コクガン	国天、VU		
		ハイロガン			
		マガン	国天、NT		
		ヒシクイ	国天、VU		
		オオハクチョウ			
		コハクチョウ			
		マガモ			
		カルガモ			
		コガモ			
		ヨシガモ	NT		
		オカヨシガモ			
		ヒドリガモ			
		アメリカヒドリ			
		オナガガモ			
		シマアジ			
		ハシビロガモ			
		ホシハジロ			
		オオホシハジロ			
		キンクロハジロ			
		スズガモ			
		クロガモ			
		ビロードキンクロ			
		シノリガモ	LP		
		コオリガモ			
		ホオジロガモ			
		ヒメハジロ			
		ミコアイサ			
		ウミアイサ			
		カワアイサ			
		【タカ目】	【タカ科】	ミサゴ	NT
				トビ	
				オジロワシ	国天、EN、国内希少
オオワシ	国天、VU、国内希少				
オオタカ	VU、国内希少				
ツミ					
ハイタカ	NT				
ケアシノスリ					
ノスリ					
クマタカ	EN、国内希少				
ハイロチュウヒ					
チュウヒ	VU				
【ハヤブサ科】	シロハヤブサ				

目	科	種または亜種	種の指定等
		ハヤブサ	VU、国内希少
		チゴハヤブサ	
		チョウゲンボウ	
[キジ目]	[ライチョウ科]	エゾライチョウ	DD
[ツル目]	[ツル科]	タンチョウ	国特天、VU、国内希少
		ソデグロツル	
	[クイナ科]	クイナ	
		ヒクイナ	
		ツルクイナ	
		オオバン	
[チドリ目]	[ミヤコドリ科]	ミヤコドリ	
	[チドリ科]	コチドリ	
		シロチドリ	
		メダイチドリ	
		オオメダイチドリ	
		ムナグロ	
		ダイゼン	
	[シギ科]	キョウジョシギ	
		トウネン	
		ヒバリシギ	
		オジロトウネン	
		ウズラシギ	
		ハマシギ	
		コオバシギ	
		オバシギ	
		ミュビシギ	
		エリマキシギ	
		キリアイ	
		ツルシギ	
		アカアシシギ	VU
		アオアシシギ	
		タカブシギ	
		キアシシギ	
		イシシギ	
		ソリハシシギ	
		オグロシギ	
		オオソリハシシギ	
		ホウロクシギ	VU
		チュウシャクシギ	
		ヤマシギ	
		タシギ	
		オオジシギ	NT
		アオシギ	
	[セイタカシギ科]	セイタカシギ	EN
	[ヒレアシシギ科]	ハイロヒレアシシギ	
		アカエリヒレアシシギ	
	[ツバメチドリ科]	ツバメチドリ	VU
	[トウゾクカモメ科]	クロトウゾクカモメ	
	[カモメ科]	ユリカモメ	
		オオセグロカモメ	
		ワシカモメ	
		アイスランドカモメ	
		シロカモメ	
		カモメ	
		ウミネコ	
		ミツユビカモメ	
		ハシグロクロハラアジサシ	
		アジサシ	
		セグロアジサシ	
	[ウミスズメ科]	ウミガラス	CR、国内希少
		ケイマフリ	VU
		マダラウミスズメ	
		ウミスズメ	CR
[ハト目]	[ハト科]	キジバト	
		アオバト	
[カッコウ目]	[カッコウ科]	ジュウイチ	

目	科	種または亜種	種の指定等
		カッコウ ツツドリ ホトトギス	
【フクロウ目】	【フクロウ科】	シロフクロウ コミミズク フクロウ	
【アマツバメ目】	【アマツバメ科】	ハリオアマツバメ アマツバメ	
【ブッポウソウ目】	【カワセミ科】	カワセミ	
【キツツキ目】	【キツツキ科】	アリスイ ヤマゲラ クマゲラ アカゲラ オオアカゲラ コアカゲラ コゲラ	VU
【スズメ目】	【ヒバリ科】	ヒバリ	
	【ツバメ科】	ショウドウツバメ ツバメ コシアカツバメ イワツバメ	
	【セキレイ科】	キセキレイ ハクセキレイ ピンズイ タヒバリ	
	【ヒヨドリ科】	ヒヨドリ	
	【モズ科】	モズ オオモズ	
	【レンジャク科】	キレンジャク ミソサザイ	
	【ツグミ科】	ノゴマ コルリ ルリヒタキ ノヒタキ イソヒヨドリ トラツグミ アカハラ ツグミ	
	【ウグイス科】	ウグイス エゾセンニュウ シマセンニュウ マキノセンニュウ コヨシキリ メボソムシクイ エゾムシクイ センダイムシクイ キクイタダキ	
	【エナガ科】	エナガ	
	【シジュウカラ科】	ハシブトガラ コガラ ヒガラ シジュウカラ	
	【ゴジュウカラ科】	ゴジュウカラ	
	【キバシリ科】	キバシリ	
	【メジロ科】	メジロ	
	【ホオジロ科】	シラガホオジロ ホオジロ カシラダカ シマアオジ アオジ オオジュリン ツメナガホオジロ ユキホオジロ	NT
	【アトリ科】	アトリ カワラヒワ マヒワ	

目	科	種または亜種	種の指定等
		ベニヒワ コベニヒワ ハギマシコ ギンザンマシコ ベニマシコ ウソ シメ	
	【ハタオリドリ科】	ニューナイスズメ スズメ	
	【ムクドリ科】	コムクドリ ムクドリ	
	【カラス科】	カケス ハシボソガラス ハシブトガラス ワタリガラス	
合計(種)		211種	

ア. 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
【コウモリ目】	【ヒナコウモリ科】	ヒメホオビゲコウモリ モモジロコウモリ ドーベントンコウモリ ノレンコウモリ キタクビウコウモリ ウサギコウモリ	EN
【ウサギ目】	【ウサギ科】	エゾユキウサギ	
【ネズミ目】	【リス科】	エゾリス エゾシマリス エゾモモンガ	
【ネコ目】	【クマ科】 【イヌ科】 【イタチ科】	ヒグマ エゾタヌキ キタキツネ エゾオコジョ キタイイズナ ニホンイタチ アメリカミンク エゾクロテン ラッコ	
【アザラシ目】	【アザラシ科】	ゴマフアザラシ	
【ウシ目】	【シカ科】	エゾシカ	
合計(種)		21種	

(注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然環境局 野生生物課)に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 国特天:国指定特別天然記念物 国天:国指定天然記念物
 レッドデータブック(平成14年、環境省)
 CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧 類、NT:準絶滅危惧
 DD:情報不足、LP:絶滅の恐れのある地域個体群
 国内希少:絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
 国際希少:絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号の規定により環境大臣が、特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定めた鳥獣(平成14年12月26日環境省令第28号)及び天然記念物に指定された鳥獣。